

## 東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業 素案からの変更点

- ①修正案P5 「基本チェックリストの実施について」ページ追加
- ②修正案P7 5週ある月への対応等のため、訪問型生活援助サービスの自己負担（報酬単価）を変更  
前) 月4回まで 227円(212単位)  
月8回まで 232円(216単位)  
月12回まで 244円(228単位)  
  
後) 週〇回程度 214円(200単位)  
※要介護1の現行の同様サービス(225単位)とのバランスも図る
- ③修正案P8 自己負担を変更  
前) 50円 後) 25円
- ④修正案P10 自己負担を変更  
前) 月4回まで 送迎なし217円 送迎あり316円  
月8回まで 送迎なし227円 送迎あり325円  
  
後) 要支援1・事業対象者 1月につき 送迎なし985円  
送迎あり1,378円  
要支援2・事業対象者 1月につき 送迎なし2,038円  
送迎あり2,824円
- ⑤素案P19 他のページ(修正案P39など)と内容が重複するため削除
- ⑥修正案P20 ・「サービスの種別名」をわかりやすく変更  
・「②訪問型生活援助サービス」サービス時間を追記(45分)  
・「③訪問型助け合いサービス」補助の額を変更(前)200円(後)225円  
サービス時間を追記(15分)、  
利用者負担を変更(前)1回50円(後)1回25円(定額制)
- ⑦修正案P21 ・「サービスの種別名」をわかりやすく変更  
・「②通所型短時間サービス」一カ月包括単位を設定  
他通所型類型と組み合わせる場合のみ1回単位を使う  
・「③通所型つどいサービス」基本補助に「週1回以上(月4回以上)10,000円」  
を設定  
利用者負担 1回100円(定額制)と記載

- ⑧修正案P24
  - ・従事者研修カリキュラムを記載
  - ・現任研修【フォローアップ研修】の検討を記載
  
- ⑨修正案P25 住民主体サービスの詳細を記載
  
- ⑩修正案P26 事業者にとってわかりやすい報酬単位表を追加
  
- ⑪上記①から⑩の変更に伴うその他ページへの所用の修正